

社会資本整備審議会環境部会・交通政策審議会交通体系分科会環境部会 グリーン社会小委員会の合同開催について（案）

○趣旨

国土交通省におけるカーボンニュートラル、ネイチャーポジティブ、サーキュラーエコノミーの取組を加速し、グリーン社会の実現に貢献するため、社会資本整備審議会環境部会運営規則（平成 18 年 12 月 20 日）第 1 条及び交通政策審議会交通体系分科会環境部会運営規則（平成 18 年 12 月 21 日）第 1 条の規定により、それぞれグリーン社会小委員会（以下「両委員会」という。）を設置し、国土交通省の環境分野の施策のとりまとめに向けた調査審議を行う。

○両委員会の合同開催

両委員会は、合同会議として開催する。

○検討スケジュール

9 月以降、月 1 回程度開催し、令和 7 年春頃を目途に調査審議の成果をとりまとめる。

○調査審議の成果

調査審議の成果については、「国土交通省環境行動計画」の改定に向けた環境部会の調査審議に活かす。